

レッシング氏、伊藤氏、山形氏（司会）  
鼎談（東大ビジネスローセンター、  
十一月二十九日）

知的財産を作り出す条件（仮）

## ミッキーマウスは問題じゃない

**山形** 今日はインターネットとイノベーション、知的財産との関わりについてお話できればと思います。

日本ではいま、知的所有権を守らな  
いと国際競争に取り残されてしまつ、  
という議論が非常に強まっています、国  
会でもそれを保護する新法を作ろうと  
しています。アメリカでも著作権管理  
強化の動きは強まっていますね。

それに関連して、まずは著作権延長  
への違憲申し立て裁判（エルドレッド  
裁判）についてお聞かせ願えますか？  
著作権延長法は、それによってアメリ  
カで二〇〇三年に切れるはずのミッキ  
ーマウスの著作権が更新されるので  
「ミッキーマウス保護法」として揶揄  
されているものですが、あなたはそれ  
を憲法違反として法廷で争っています。  
**レッシング** 合衆国憲法には著作権と特  
許を規定した条項があります。それに

よれば、議会は学芸科学の発達を促進  
するため、期間を限って、かれらの著  
作物に排他的な権利を議会は与えられ  
ています。基本的な理解では、なにか  
新しいものを創造するのと交換に独占  
を認める力を議会に持たせているので  
す。

たとえばあなたが私の本を翻訳する見  
返りに、著作権をあなたに与えますね。  
アメリカ議会は、過去四〇年間で十  
一回、著作権期間の延長を行ないまし  
た。でもそのとき、その独占権は公共  
へのなんの見返りもなしに与えられま  
した。ある特定の利害をもった団体が  
議会に働きかけたからです。これは憲  
法に規定された著作権の原理に反して  
いる。

それは確かに「ミッキーマウス保護  
法」と呼ばれましたが、エルドレッド  
裁判は実態からいえば、ディズニーに  
よるミッキーマウスのキャラクター権  
にはとどまらない裁判です。  
本当の焦点はミッキーマウスのよう

に持続的商業価値をもつ二%の著作物  
ではなく、それ以外の商業的な価値の  
ない九八%に対しても著作権が一緒に  
延長され、規制で固められることで、  
その著作物をインターネットのデータ  
ベースに入れたり、新しく価値を生み  
出すような利用に供することが制限さ  
れてしまうことなのです。

**山形** では著作物の二%にだけ保護を  
与えて、九八%は自由にしろ、とい  
うことですか？

**レッシング** 具体的には五年に一度、十  
五回著作権を更新する仕組みにするの  
です。そうなれば、著作物の大部分は  
早々に公共財産になります。なぜなら、  
多くの人のとって、それらは更新する  
コストに見合う価値を見出せないから。  
その仕組みは、いまはディズニーの  
ような会社が最大限まで期間の延長す  
るのを許します。しかしその代わりに、  
未来の著作物を生み出すような憲法原  
則にそった仕組みを採用することがで  
きるのです。著作権はもともと有効期

間が限られていたからこそ、創造のモチベーションと、公共財を利用した新しい創造とのバランスを保つことができたのです。

**山形** いま日本では、アメリカやヨーロッパの水準にまで知的所有権を強化しようとする議論は本当に強いので、「ほら、アメリカはあんなに儲けているぞ、おれたちもやろう」という言い方が一定の説得力をもっています。国際競争力のレベルで知的所有権の議論が高まっているとき、どのように反論されますか？

**レッシング** 著作権の期間を延長することによって利益を得られるのはアメリカだけです。アメリカから輸出される著作物は多いけれど、アジアの国々では同様の利益は得られません。追隨するメリットは皆無です。

アメリカが著作権を延長すると、とくにハリウッドのようなアメリカの著作権保持者にとって利益になる一方で、日本や台湾、中国に対しては負担にな

るわけです。新しい著作物を作ったり、よい方法で流通させたいというインセンティブがないのに、自分から負担を背負い込む人はいないでしょう。

実はアメリカでも同じようなレトリックというのはありました。「ヨーロッパが著作権を延長したから、ヨーロッパに合わせなきゃ」というわけ。でも実際にいろんな著作権のカテゴリーのなかで、本当に合わせたのはごく一部だけ。他のカテゴリーでは不調和を増しさえしました。そのほかは何の変わりもなし。そのときとして「合わせる」というのは建前でしかないのです。

### 著作権は道徳じゃない

**山形** 伊藤さんは、まさにインターネットと著作権の関するビジネスに関わっています。

**伊藤** WTOへの準備のため、その種の議論に参加したことがあるのですが、いまの論点は思った以上に理解されています。これは著作権やソフトウェア

の特許、ビジネスモデル特許などはもちろん、グローバル化のすべての議論に関係します。

「特許は日本にも、ベンチャービジネスにもいいことだ」というふうな話はよく聞きますが、コストがかさんで、ベンチャーでは利益になりません。一つの特許を生涯維持するのに七〇万ドル以上もかかってしまう。また、特許を守るために訴訟を起こせば、数億円もかかってしまう。

著作権問題についても、日米ではあまりにバランスが不均衡にも関わらず、特許の交渉にあたっては人や、政府関係者からは国家的なレベルの視点が伝わってきません。さすがに日本人としてこれでもいいのかと思ってしまう。

**レッシング** アメリカでも、知的所有権が道徳問題であるかのようにすり替えがなされてきました。とくに中国人がいかにか知的財産を「盗む」とかというふうな。それは、国の利害という合理的な言論ではなく、まるで国家が当然、道

徳的であるかのように話すのです。

一八九一年までアメリカは外国の著作権をまったく保護していませんでした。海賊みたいなものです。私たちは私たちの、彼らは彼らの独自の歴史をあゆみました。各国は長い目でみて、利益のバランスを決めなければなりません。アメリカが当初、知的所有権を保護しなかったり、中国がいまそうしないのは「間違い」だと私は思いますが、それは技術革新のインセンティブを生み出すためのバランスを損なっているという意味での「実践的」間違いであるので、道徳的な意味での間違いではありません。特定の戦略からの便益とコストをどう勘定するかの問題です。

**伊藤** 日本について不満なのは、アメリカの利益に基づくレトリックを、道徳的な問題と取り違えてしまうことです。特許庁ですらアメリカに合わせることばかり考えているように見えます。特許を扱うのが上手なのはキャノン

や松下電機のような会社です。彼らは過去に国際的な特許問題で苦労してきたので、いまや何百人もの弁理士を雇って、特許訴訟には何億ドルも費やします。彼らは知的所有権がいかによろしく生み出すかということをよく理解している。それが最初のレーザープリンターであろうとなかろうと、これらの多くは知的財産権で保護されたので、キャノンは巨大な財産を築きました。

日本で影響力のある人の多くは大会社の管理職ですね。かれらは株主への見返りも探していません。本当の知識のある人はごく限られているので特許で合わせることに反対する議論が見えにくいでしょう。

たとえば経団連からはその種の議論は聞こえてこない。というのも彼らの背後にいる大企業はクロスライセンス（特許を一方的受け取って対価を支払うのでなく、相互に特許を与え合っただけ）に持ちこ

んだりして、アメリカ人と張り合いうことができないので。

でも知的財産のなかでも、著作権は特許とは違う。日本には国際的に問題になるような著作権保持者がそれほど多くないでしょう。ポケモンはそれに相当するかな？ でも例えば黒澤明はアメリカで有名だけど、ヒットチャートに入ったことは一度もないしな。

**山形** いまちょうど、黒澤明の映画の著作権が切れて公共財産になってしまっただけで、日本の映画会社はそれをもっと伸ばしたいと考えているみたいです。

#### 使えるコンテンツがない

**伊藤** 著作権の期間延長に影響される利益をみるなら、映画会社というのは、まさにそうですね。他方ではADSLのようなプラットフォームの会社、あるいはブロードバンドの会社がある。これらは著作権が延長されると不利益をこうむるでしょうね。インターネット上で安くやり取りされていた多くのコ

ンツが制限されることになるから、インターネットそのものを控えるようになるでしょう。著作権を延長するならば、社会全体の利益を評価するために、対立する集団の利害を考慮しなければ。**山形** ADSLなどのブロードバンド会社は伊藤さんが詳しいでしょう。最近増えているのはブロードバンドサービスだけでなく、コンテンツも提供している会社ですね。もしメディア・プロバイダーとコンテンツ・プロバイダーがくつついたら、さらに強く著作権保護を求めるようになるのでは？

**伊藤** でもそれ以前に実際彼らには何の著作権もないのです。それはとても細部に渡って特殊なものなので。たとえば、日本の歌手がZEMEXの紅白に出演するとき、生で一回だけ放送する権利しか与えられない。業界では、紅白の録画を「最も貴重な、最も無価値なテープ」と呼びます。あまりにもたくさんの人と権利が関わっているのので、再放送しようとしても交渉できな

い。

私はなんとか再放送しようとした多くの人の話を聞きましたが、プロデューサーの編集権からはじまって、ありとあらゆる権利がそこに絡んでいきます。たとえばカラーライゼーション。もし古い映画を買って、カラー化したければ、この編集権をもっているお婆さんを探さなければいけない。

テレビ会社には、テレビ放送以外の権利はなにもない。日本のコンテンツ業界最大の問題は、アメリカとは違って、所有権が飛びぬけて強いために利用できないことなのです。

ブロードバンドで使用するにも複雑な権利関係のために、古いコンテンツは何一つ使用できない。だからいまコンテンツ業界は短編映画とか特殊なものをなんとかブロードバンド用に工面しているのです。

**レッシング** アメリカではこれも著作権延長について同じ議論がありました。映画のリソースの多くは硝酸塩ベース

のフィルム上に存在します。でも硝酸塩フィルムは腐食してしまう。二〇年経つと文字通り消えてなくなると知っていたいながら、消えるにまかせるだけ。

それを復元し再配布することはできない。さきほどの権利をもったお婆さんが見つからないというわけ。権利関係をクリアしないものには投資しません。もし投資してヒットしたとしても、

ある日そのお婆さんが弁護士を呼びつけて「あれは私の歌よ」とか言い出すかもしれないから。だから現実的に考えれば明らかですが、法的な権利を拡張してもなんの利益もないというのがわれわれの裁判での主張でした。

日本に来て興味深かったのは、コミックのパロディを掲載している漫画同人誌の市場（コミケ）です。「同人誌の許可はどうやって取るの？」と聞いたとしたら、それに対する標準的な答えは「フェア・ユースだと思えます」というもの。著作物のフェア・ユースについて日本の法律でどんなカテゴリー

があるのか私は知りませんが、これはすごいことです。多くの人は日本の著作権はアメリカの著作権に近いと考えているというのに。アメリカならすべて訴えられてしまう。

同人誌関係者に話を聞いてみると、マーケットがあまり大きくないので、法的な問題にはならないらしいのです。また日本にはそれを追及するほど法律家も多くはない。もし、マーケットが大きくなったり、目立って成功した人がでてきたら、あるいは法律家がふえたら、訴えられることを心配します、ということですよ。

### 技術に対応した法律がない

伊藤　そういうのは日本ではよくあるケースだと思います。日本では法律というより、むしろ規範を重んじるので。インターネットで言えば、日本で面白いのは自分のウェブサイトにリンクされるのを嫌う人がいるということ。あなたのホームページにリンクを張って

もいいと思うときには、「リンクフリー」とわざわざ書かなければいけない。これはアメリカではないでしょうか？

レッシング　実際に「リンクしないで」と呼ばれている一群のサイトというのはあつて、それはその種のポリシーをもった商業サイトを誰かが笑いものにするために集めたものだけ。でも日本でそれが文化現象になつているとは知らなかった。ただ、それは著作権の取り扱い対象にはならないでしょうね。山形　ではだれかの写真を誰か他の人のページで使った場合はどうでしょう？ ウェブ上で、そのサイトに行けばその写真を表示することができるが、でも写真はその人のマシーン上にあるわけではない。ただ、そこにリンクを張っているだけ。それは著作権の侵害といえますか？

レッシング　リンクを張つてその結果写真があなたのページに現れたのなら、また事情はべつです。いまおっしゃったのは、あなたがコンテンツをコピー

してそれを自分のページに表示しようとしている。それについては判断が分かれるところです。

著作権 (copyright) というのはもともと、文字通り「コピーを管理する法」として現れました。十八世紀にはコピーというのは巨大な機械を動かしてコピーを作ることだった。それがいまのネット技術にも適用されるなら、厳密にはコピーは電気が回路を走るたびごとにおこる現象になつてしまう。インターネットはコピーするメディアなので。技術の変化で、法と技術の間にズレが生まれてきたのです。

この種の摩擦は常に起こっていて、コントロールをとかく拡大したい人は、十八世紀の法にしたがつて、「すべてのコピーは管理すべきものだ。許可なしにすることはまかりならぬ」というでしょう。私はそうなると著作権がそもそも保証していたもの、つまり創造性や技術革新を生み出すのを圧殺してしまうと思うけれど。

伊藤 日本法廷は、この種の問題に  
対して良かれ悪しかれ、技術的な細部  
をまつたく気にかけないのです。

たとえばインターネットでのギャン  
ブルについての判断となると、「サー  
バーは国外にあつて、私は関わって  
いません」「あなたはギャンブルだと知  
っていましたか?」「はい」「それで利  
益を得たんですね」「はい」「それでは有  
罪です」「そんなふうで判断が本当に単  
純です。

多くの理由があつて情報技術に対す  
る法律全体の動きはおつかなびつくり  
でした。というのも新しい法律をつく  
ると全体的に既存の法と不整合が生じ  
てしまうので。その反面、裁判所では  
彼らのいう「犯罪」を犯した人を追  
かけまわすのに躍起になっています。  
そのときの法律たるや、それに対処す  
るにはあまりに根拠薄弱なのですが。

ネットワークの中立性がない  
レッティング こんどの本に書きましたが、

インターネットの未来への脅威の一つ  
は、物理層(インターネットを繋いで  
いるワイヤー)がかつては中立的なプ  
ラットフォームになるように制御され  
ていて、だれもが、どんな情報でも流  
すことができたのです。これを支えた  
のがインターネットの「エンド・ツー・  
エンド」という基本構造です。

なぜインターネットがいまのように  
充実したコンテンツやソフトを持つよ  
うになったのか、それは最初の設計者  
がイノベーションの余地を最大にする  
ような「単純なネットワーク」を自覚  
的に設計したからです。単純なネット  
ワークが賢いエンド(端末)をつなく。  
知性はネットワークではなく、それを  
利用する端末に備わっているべきで、  
それこそが良いアーキテクチャのデザ  
インです。

ソニーのテレビのコンセントを入れ  
たら、パナソニックのテレビと同じ状  
態で作動するでしょう。これは当然す  
ぎて忘れられている価値だけれど、電

気の送配電グリッドが中立であるよう  
に、ネットワークのインフラだって中  
立でないといけないのです。でも現実  
にアメリカではその中立性が損なわれ  
つつある。

アメリカではケーブルやADSLのよ  
うなブロードバンドが普及するなかで、  
ネットワークの所有者はネットワーク  
に何を走らせるか選び始めました。そ  
うするともとのインターネットがもつ  
ていた基本的な価値を損なうようにな  
った。その結果、技術革新そのものが  
減ったし、ネットワークの所有者が提  
供する技術革新しかなかった。

たとえばGMが政府に、「高速道路  
を作つてあげるから、GMの車だけ走  
らせるようにしろ」とか、「フォードの  
トラックよりもGMのトラックが走り  
やすいようにさせる」というようなも  
のです。それと同じことがインターネ  
ットで現実起こっている。

ネットワークの所有者自身の利益で  
何を流すかを差別してはならないとい

うことです。さもないとマイクロソフトの× BOXを使ったらいくら、アマゾンで本を買ったらいくら、ディズニの映画を見たらいくら、というようにネットワークの所有者に払うお金で差がつけられてしまふ。

ただ面白いのは、いまアメリカでは、逆にあのマイクロソフトやディズニーが他のコンテックス・プロバイダーと一緒に同盟をつくって、行き過ぎた物理層のコントロールに反対して、政府が中立的なネットワーク原理を採用するよう働きかけているのですよ。

**伊藤** 『CODE』でお書きになっていたけれど、社会の枠組みを作るときに構造というのは、政府や企業の決定と同じかそれ以上に、いまや技術の仕組み（アーキテクチャ）をどう実装するかということこそが大事なのだという点に注意を促していましたね。

でも日本では政策をつくる官僚にしても、まだ情報技術について十分な知識をもっていないので、あなたのいう

単純なネットワーク（stupid network）とかエンド・ツー・エンドということのもつ意味をまだ理解していません。日本の通信政策はサービスの質を高めることが大事だというふうな議論をしているけれども、その結果逆にネットワークに偏った規制を加えるようになってしまいかねない。いったん蓋を空けてみると、まったく違うアーキテクチャが実装されていることになってしまふ。

**レッシング** 私が五年前にこのことを主張しはじめたとき、奇妙な考えだと受け取られました。「政策立案者がネットワークのアーキテクチャに配慮しなければならぬなんて！」というわけ。でも技術者の話を聞いてみると、異なったアーキテクチャはまったく異なった環境やイノベーションを生み出すでも情報技術者たちはイノベーションにとつてはじつにつまらないアーキテクチャを作りつつあったのです。

日本の技術者も、ネットワークを利

用して斬新な技術革新が可能になるのはこのネットワークがあったからだということを理解すべきです。いままでどんな法律家も作れなかった、憲法理念を保証するためのもつとも効果的な場所の条件が、情報のアーキテクチャにこそ含まれているのですから。

**山形** こんどの本はなぜインターネットでエンド・ツー・エンドが大事なのかということをぼくに初めて納得させてくれた本でした。IPv6について語る人も、それがエンド・ツー・エンドの構造を保存できるようなブロードバンドであるというとき、なぜエンド・ツー・エンドなのかと聞いてもたいてい説明できませんでした。インターネットがそうなっているから、というばかりで。

**アーキテクチャへの理解がない**

**レッシング** この十年を振り返って思うのは、ある原理は、別の原理が教えていることに学ばねばならないということ



とです。アメリカの法律はそこに経済の要素が入ってくることで変革されました。それは法律と技術の関係についても同じようにいえるのです。その相互関係を理解すべき時代になりました。高度な法というのはしばしばこういいます。「訴える法律家によっていうことは同じではない」。これは人間行動のすべての領域に対して合理的な分析を適用するための方法ではありません。

でも、私が挑戦しているのは、それぞれ別々の局面として考えねばならなかったことにたいして、技術というものがいかに共通にインパクトを与えてしまうかということなのです。

**山形** 日本では住基ネットによるナショナルIDの導入で、プライバシーについての議論が高まっているのですが、あなたのアーキテクチャを中立にするよう規制せよという議論を、プライバシーそのものを規制せよ、といった違った文脈で使う人もいます。  
**レッシング** それは議論の混乱です。

仮に、プライバシー規制というのを政策目標にするにせよ、その政策はネットワークの端、端末のレベルで行われるべきで、ネットワークのアーキテクチャそのものに実装するわけにはいきません。ネットワークのアーキテクチャ自体はどのような政策に対しても中立を保つように働きかけるべきだというのが私の論点です。

**伊藤** そしてプライバシーというのはデータのコード、具体的にはソフトのプログラムをどう扱うかという議論ですね。

**オープンソースでもしたいことがないレッシング** コードをつくる技術者というのは、企業取引における弁護士のようなものです。こんな取引がしたいといたら、ここにいつてこの書類を書いてくださいというふうな。コード製作者は法律ではなくプログラムを扱っているわけですが、やっているのは法律家とおなじですね。あるデバイスに

こういう機能を持たせろということを実装するのです。

**伊藤** 山形さんが関わっている公共工事ではそれに相当する役割を担う人がいるのでしょうか。

**山形** 施工管理の仕事ですね。ただ建築では現物を見ることができなければならないでしょう。最近では日本の自治体も、ITではその設計図にあたるプログラムのソースコードを見ることができないでしょう。最近では日本の自治体もリナックスなどオープンソースを導入しようとしています。

**レッシング** そうすることに利点があるとしたら、安全性ではなく、別の選択肢があることを知らせるということくらいでしょう。日本政府がリナックスを導入することで何をしようとしているのは先ず理解する必要があります。フリーソフトかオープンソースソフトを導入しようとしているのか。

フリーソフトになれば、ソフトウェアの開発がオープンになって、それに基づいていつでも機能を追加すること

ができます。それは論理的な層におけるエンド・ツー・エンドのようなものですね。そのプラットフォームの所有者がひいきをしないという意味で。

**山形** 多分政府の関わるソフトウェアについて、もっと担当者の理解を促進しなければいけないでしょう。一般にはあまりにその仕組みが知られていないので。ソフトというのが、この鉛筆みたいに固定したものとみたいに思われますから。

**レッシング** クローズドなソフトというのは、ボンネットが溶接された車みたいなものですよ。それを買うと、スパーク・プラグを取り出すためになかをあけてみることもできやしない。

### 技術革新の条件は自明ではない

**伊藤** ボンネットをあけたところで、何ができるか分かっていない人が政府にいるかな。ソフトのコードやインターネットのアーキテクチャというのは、車のように形があるわけではないので、

イメージが難しいところですよ。

インターネット業界の人に話を聞くと、ユーザーは自分の使っているネットワークがエンド・ツー・エンドであるか、あるいはケーブルであるのかほとんど気にしていません。

政治家が選挙民の要求を満たすものであるならば、この種の問題に取り組むのは一体誰なのでしょう。民主主義のためにはそれがいいと分かっているも、ひとびとがそれを望んでいないとすれば、誰がそれを実行するでしょう

**レッシング** インターネットのこれまでのアーキテクチャを変えるための別の選択がすごく豊富で強力になってきています。私はまずいことになっている当の構造を描き出しはしたものの、現状を変えるための政治的な動きを作り出すことには成功していません。

いまアメリカで大きな問題なのは、インターネットの恩恵は誰もが受けるということが明確になっていないということです。

たとえば多くの人が、電子メールが実行に利用されたので、e-mailはインターネットが引き起こしたと考えている。それなら安いホテルとか公衆電話とかも同じだと思っただけだ。

またインターネットバブルがはじけたので、そこには何の実体もないのではないかと、という見方がひろまっている。ネットワークをオープンにすべきという政治的な動きを起こすのに、たくさん障害が生まれているのです。

新しいものを想像するインセンティブを確保するためには、異なったルールを抱え込むことのできるネットワークを確保するということが、自明ではない条件であることに気付かねばなりません。